

平成26年12月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
条例議案	12
一般議案	13
補正予算議案	8
合計	33

平成26年12月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例について	総務 企画局
2	北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について	
3	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
4	北九州市市民センター条例の一部改正について	市民文化 スポーツ局
5	北九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について	保健 福祉局
6	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例について	子ども 家庭局
7	附属機関の設置に関する条例及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
8	北九州市児童福祉法の規定に基づく過料に関する条例について	
9	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	建築 都市局
10	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	消防局
11	北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正について	上下 水道局
12	(仮称)戸畑D街区スポーツ施設新築工事請負契約締結について	契約室
13	当せん金付証票の発売について	財政局
14	権利の放棄について	産業 経済局
15	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
16～20	指定管理者の指定について(北九州市立総合体育館等)	市民文化 スポーツ局
21～23	指定管理者の指定について(北九州市立小倉母子寮等)	子ども 家庭局
24	指定管理者の指定について(北九州産業技術保存継承センター)	産業 経済局
25	平成26年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
26	平成26年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	

番号	件名	提出局
27	平成26年度北九州市食肉センター特別会計補正予算について	財政局
28	平成26年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
29	平成26年度北九州市競輪、競艇特別会計補正予算について	
30	平成26年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
31	平成26年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
32	平成26年度北九州市廃棄物発電特別会計補正予算について	
33	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	保健福祉局

No 1	北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例について (総務企画局人事部人事課)
<p>配偶者同行休業制度を導入するため、必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 趣旨 (第1条)(2) 配偶者同行休業の承認 (第2条)(3) 配偶者同行休業の期間 (第3条)(4) 配偶者が外国に滞在する事由 (第4条)(5) 配偶者同行休業の承認の申請 (第5条)(6) 配偶者同行休業の期間の延長 (第6条)(7) 配偶者同行休業の承認の取消事由 (第7条)(8) 届出 (第8条)(9) 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用 (第9条)(10) 職務復帰後における号給の調整 (第10条)(11) 退職手当の取扱い (第11条)(12) 委任 (第12条) <p>2 施行期日</p> <p>平成27年1月1日</p>	

No
2

北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務企画局人事部給与課)

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表、通勤手当等の改定等を行うため、関係規定を改めるもの

1 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 給与改定

改定率 0.19パーセント

(2) 初任給調整手当の支給限度額の改定(第11条の2関係)

現 行	改 正 後
306,000円	307,000円

(3) 通勤手当の改定(第15条関係)

ア 自動車等を使用する職員に係る手当額の引下げ

区 分	現 行	改 正 後
5キロメートル未満	2,500円	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	5,100円	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,500円	7,100円

イ 自動車等を使用する職員に係る手当額の引上げ

区 分	現 行	改 正 後
15キロメートル以上20キロメートル未満	9,900円	10,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,300円	12,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	14,700円	15,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	17,100円	18,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	19,500円	21,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	21,900円	24,400円

(次頁に続く)

(続き)

45キロメートル以上50キロメートル未満	22,800円	26,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	23,700円	28,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	24,600円	29,800円
60キロメートル以上	25,500円	31,600円

(4) 単身赴任手当の改定 (第15条の2関係)

ア 基礎額の改定

現 行	改 正 後
23,000円	30,000円

イ 加算額の最高支給限度額の改定

現 行	改 正 後
45,000円	58,000円

(5) 管理職員特別勤務手当について、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に、3,000円を超えない範囲内で支給することを定める。(第21条の2関係)

(6) 宿日直手当の改定 (第22条関係)

ア 年末年始以外の日

現 行	改 正 後
5,200円	5,300円

イ 年末年始

現 行	改 正 後
7,700円	7,900円

(7) 再任用職員に単身赴任手当を支給することを定める。(第23条関係)

(次頁に続く)

(続き)

2 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（第11条の2、第19条関係）、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（第11条、第19条関係）及び北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（第11条の2、第19条関係）の一部改正

(1) 管理職員特別勤務手当について、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に支給することを定める。

(2) 再任用職員に単身赴任手当を支給することを定める。

3 施行期日

1 (1)、(2)及び(3)イは、規則で定める日

1 (3)ア、(4)、(5)及び(7)並びに2は、平成27年4月1日

1 (6)は、平成26年12月29日

<p style="text-align: center;">No 3</p>	<p style="text-align: center;">北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (総務企画局人事部給与課)</p>
<p style="text-align: center;">勤務の特殊性に応じて支給するという特殊勤務手当の趣旨に基づき、 特殊勤務手当の廃止、統合等を行うため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 廃止を行う手当（別表関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 折衝手当 (2) 動物取扱手当 (3) 食肉センター業務手当 (4) 環境業務手当 (5) 高気圧内作業手当 (6) 電気主任技術者手当 (7) 福祉業務手当 (8) 行旅病人等収容手当 (9) 税務従事手当 (10) 国保事務従事手当 <p>2 手当の統合（別表関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健指導手当、細菌等検査研究手当及び感染症防疫作業手当を「感染症予防等業務手当」とする。 (2) 公害立入検査手当、高所作業等手当及び下水道管渠^{きよ}内検査手当を「特殊現場業務手当」とする。 (3) 災害作業手当、救急作業手当、潜水手当及び食料手当を「消防特殊活動手当」とする。 (4) ヘリコプター操縦士手当、ヘリコプター整備士手当及びヘリコプター搭乗手当を「ヘリコプター操縦等手当」とする。 <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

3 手当額の改正を行う手当 (別表関係)

(1) 感染症防疫作業手当

移送作業又は消毒作業に従事したときの手当額の改定

現 行	改 正 後
日額 1,700円	日額 340円

(2) 救急作業手当

救急救命士が作業に従事したときの手当額の改定

現 行	改 正 後
1件につき 510円	1件につき 350円 (救急救命士法第44条第1項に規定する救急救命処置の業務に従事したときは、510円)

(3) ヘリコプター操縦士手当

手当額の日額化

区 分	現 行	改 正 後
飛行時間3,000時間以上の経験	月額 92,000円	日額 4,400円
飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験	月額 85,000円	日額 4,100円
飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験	月額 75,000円	日額 3,600円
飛行時間1,000時間未満の経験	月額 46,000円	日額 2,200円

(次頁に続く)

(続き)

(4) ヘリコプター整備士手当

手当額の日額化

区 分	現 行	改 正 後
2等航空整備士以上の資格	月額 44,000円	日額 2,100円
3等航空整備士	月額 35,000円	日額 1,700円
上記以外の消防吏員	月額 12,000円	日額 580円

4 施行期日

平成27年4月1日

No 4	北九州市市民センター条例の一部改正について (市民文化スポーツ局市民部地域振興課)
---------	--

市民サブセンターを新設するため、関係規定を改めるもの

1 市民サブセンターの新設（別表第1関係）

名称	位置
北九州市立香月市民センター 香月西部市民サブセンター	北九州市八幡西区高江三丁目 6番20号

2 施行期日

規則で定める日

<p>N o 5</p>	<p>北九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について (保健福祉局障害福祉部障害福祉課)</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、地域相談支援受給者証の提出又は返還に応じない者に対する過料について定めるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 改正の内容</p> <p>法第51条の9第2項又は第51条の10第2項の規定による地域相談支援受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。(第4条関係)</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成27年1月1日</p>	

No 6	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例について (子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課)
<p data-bbox="204 454 1401 546">福岡県事務処理の特例に関する条例の改正による権限移譲に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件を定めるもの</p> <p data-bbox="248 629 501 665">1 条例の内容</p> <ul data-bbox="300 689 1082 965" style="list-style-type: none"><li data-bbox="300 689 820 725">(1) 総則 (第1条－第4条)<li data-bbox="300 748 1043 784">(2) 職員に関する要件 (第5条・第6条)<li data-bbox="300 806 893 842">(3) 設備に関する要件 (第7条)<li data-bbox="300 864 1082 900">(4) 運営に関する要件 (第8条－第12条)<li data-bbox="300 922 708 958">(5) 雑則 (第13条) <p data-bbox="248 1048 459 1084">2 施行期日</p> <p data-bbox="316 1106 571 1142">規則で定める日</p>	

No 7	附属機関の設置に関する条例及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課)
---------	---

児童福祉法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 附属機関の設置に関する条例の一部改正

北九州市小児慢性特定疾患対策協議会の名称等の変更（別表関係）

区分	現行	改正後
名称	北九州市小児慢性特定疾患対策協議会	北九州市小児慢性特定疾病対策協議会
担任する事項	市長の諮問に応じ、児童福祉法第21条の5に規定する医療の給付の対象者の認定その他同条に規定する事業の実施に関し必要な事項を調査審議すること。	市長の諮問に応じ、児童福祉法第19条の3第3項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給の認定に関し必要な事項を調査審議すること。

2 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

条例に引用する児童福祉法の条項ずれに伴う規定の整備（別表第4関係）

現行	改正後
児童福祉法第6条の2第1項	児童福祉法第6条の2の2第1項

3 施行期日

平成27年1月1日

<p>N o 8</p>	<p>北九州市児童福祉法の規定に基づく過料に関する条例について (子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課)</p>
<p>児童福祉法の規定に基づく過料について定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 過料に処する者</p> <p>ア 小児慢性特定疾病に係る医療受給者証又は障害児入所給付に係る入所受給者証の返還を求められて応じない者</p> <p>イ 障害児通所給付に係る通所受給者証の提出又は返還を求められて応じない者</p> <p>ウ 正当な理由なしに、小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費の支給に関して必要な報告等をしない者又は虚偽の報告等をした者</p> <p>エ 正当な理由なしに、障害児通所支援等を行う事業者等で、必要な報告等をしない者又は虚偽の報告等をした者</p> <p>(2) 過料の額</p> <p>10万円以下</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成27年1月1日</p>	

<p style="text-align: center;">N o 9</p>	<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市計画課)</p>
<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適用する地区整備計画区域を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 建築物の容積率の制限の特例の追加 (第5条関係)</p> <p>容積率の最高限度を算定する場合の延べ面積には、次の床面積を算入しないこととする。</p> <p>(1) 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの老人ホーム等の用途に供する部分</p> <p>(2) エレベーターの昇降路の部分</p> <p>2 追加する地区整備計画区域 (別表第1、別表第2関係)</p> <p>下上津役四丁目地区地区整備計画区域</p> <p>3 施行期日</p> <p>1 (1) は、規則で定める日</p> <p>1 (2) 及び2 は、公布の日</p>	

N o
1 0

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(消防局警防部警防課)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 児童扶養手当法を引用している条例の規定の整備（付則第36項関係）

現 行	改正後
児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号に定める給付	児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に定める給付
児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号に定める給付	児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付

- 2 施行期日
公布の日

<p>N o 1 1</p>	<p>北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正について (上下水道局総務経営部総務課)</p>
<p>配偶者同行休業制度の導入に伴い、当該休業の期間については給与を支給しないこととするため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 一部改正を行う関係条例</p> <p>(1) 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(第16条の3関係)</p> <p>(2) 北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(第16条の3関係)</p> <p>(3) 北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(第16条の3関係)</p> <p>2 配偶者同行休業中の職員の給与に関する規定の整備</p> <p>職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない旨を定める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成27年1月1日</p>	

No 12	(仮称) 戸畑D街区スポーツ施設新築工事請負契約締結について <div style="text-align: right;">(契約室契約課)</div>
1	契約金額 19億6,344万円
2	契約方法 一般競争入札
3	工 期 契約締結の日から平成28年3月31日まで
4	契約の相手方 小倉北区霧ヶ丘二丁目21番6号 株式会社川口建設 代表取締役 川口 博史

No 13	当せん金付証券の発売について <p style="text-align: right;">(財政局財務部財政課)</p>
<p>平成27年度において本市が発売する当せん金付証券の発売総額の範囲を定めるもの</p> <p>発売総額 135億円以内</p>	

No 14	権利の放棄について (産業経済局農林水産部農林課)
<p>鉱業権を放棄するもの</p> <p>1 鉱業権の種類 採掘権</p> <p>2 登録番号 福岡県採掘権登録第2041号</p> <p>3 登録年月日 昭和31年1月13日</p> <p>4 鉱物の名称 石灰石</p> <p>5 鉱区の所在 小倉北区大字足原及び小倉南区大字湯川</p> <p>6 鉱区の面積 500アール</p>	

No
15

市道路線の認定、変更及び廃止について

(建設局総務部管理課)

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

	数	延長	面積
認定	40路線	3,937 m	26,239 m ²
変更	5路線	△354 m	△1,256 m ²
廃止	5路線	△395 m	△788 m ²

N o 16～20	指定管理者の指定について（北九州市立総合体育館等） （市民文化スポーツ局スポーツ振興課）
--------------	---

北九州市立総合体育館等について、指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
1 6	北九州市立総合体育館	公益財団法人 北九州市体育 協会	平成27年4月1 日から平成32年 3月31日まで
	北九州市立若松体育館		
	北九州市立黒崎体育館		
	北九州市立城山体育館		
	北九州市立戸畑体育館		
	北九州市立西戸畑体育館		
	北九州市立折尾スポーツ センター		
	北九州市立香月スポーツ センター		
	北九州市立小石プール		
	北九州市立藤ノ元プール		
	北九州市立沖田プール		
	九州市立西戸畑児童プー ル		
	北九州市立鞆ヶ谷競技場		

（次頁に続く）

(続き)

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
	北九州市立城山球場		
	北九州市立城山庭球場		
	北九州市立戸畑庭球場		
	北九州市立戸畑体育館庭球場		
	北九州市立若松武道場		
	北九州市立八幡東柔剣道場		
	北九州市立八幡西柔剣道場		
	北九州市立戸畑柔剣道場		
	北九州市立大池プール		
	北九州市立折尾プール		
	北九州市立上津役プール		
	北九州市立木屋瀬プール		
	北九州市立岩ヶ鼻市民プール		
	北九州市立仙水児童プール		
	北九州市立高炉台球場		
	北九州市立浅生球場		
	北九州市立香月中央運動場		
	北九州市立香月中央庭球場		

(次頁に続く)

(続き)

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
	北九州市立城山緑地庭球場		
	北九州市立夜宮弓道場		
	北九州市立八幡東体育館		
1 7	北九州市立新門司体育館	コナミスポーツ&ライフ日本管財共同事業体	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
	北九州市立門司体育館		
	北九州市立門司青少年体育館		
	北九州市立小倉北体育館		
	北九州市立小倉南体育館		
	北九州市立城野体育館		
	北九州市立曾根体育館		
	北九州市立新門司温水プール		
	北九州市立松ヶ江プール		
	北九州市立朽網プール		
	北九州市立門司庭球場		
	北九州市立小倉南庭球場		
	北九州市立小倉南武道場		
	北九州市立小倉北柔剣道場		
	北九州市立門司弓道場		

(次頁に続く)

(続き)

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
	北九州市立和布刈塩水プール 北九州市立大里プール 北九州市立紫川河畔プール 北九州市立門司球場 北九州市立門司陸上競技場 北九州市立三萩野庭球場 北九州市立紫川河畔庭球場 北九州市立吉田太陽の丘庭球場 北九州市立田野浦庭球場 北九州市立勝山弓道場 北九州市立大里柔剣道場 北九州市立三萩野体育館		
1 8	北九州市立大谷球場 北九州市立桃園市民プール 北九州市立桃園球場 北九州市立桃園運動場 北九州市立桃園庭球場 北九州市立桃園弓道場	株式会社スピナ	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(次頁に続く)

(続き)

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
19	北九州市立本城球場	スポーツパークパートナーズ本城共同事業体	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
	北九州市立本城陸上競技場		
	北九州市立本城運動場		
20	北九州市立若松球技場	株式会社スピナ	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
	北九州市立若松球場		
	北九州市立若松庭球場		
	北九州市立ひびきコスモス運動場		

N o 21～23	指定管理者の指定について（北九州市立小倉母子寮等） （子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課）
--------------	---

北九州市立小倉母子寮等について指定管理者を指定するもの

N o	指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定するもの	指定する期間
2 1	北九州市立小倉母子寮	社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会	平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで
2 2	北九州市立八幡母子寮	社会福祉法人八幡民生事業協会	
2 3	北九州市立玄海青年の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	

<p>N o 2 4</p>	<p>指定管理者の指定について（北九州産業技術保存継承センター） (産業経済局産業振興部高度人材育成課)</p>
<p>北九州産業技術保存継承センターについて、指定管理者を指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者に管理を行わせる施設 北九州産業技術保存継承センター 2 指定管理者に指定する者 公益財団法人北九州活性化協議会 3 指定する期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで 	

No.	件名	要 旨	
平成 26 年度 予算 規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	6億7,407万5千円	5,461億6,739万5千円
	特別会計	6,093万1千円	5,663億1,598万4千円
	企業会計	0千円	1,285億 40万円
	合 計	7億3,500万6千円	1兆2,409億8,377万9千円
25	平成26年度北九州市 一般会計 補正予算について	(債務負担) 1 補正額 2 総 額	(5億4,708万7千円) 6億7,407万5千円 5,461億6,739万5千円
26	平成26年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	2,787万5千円 1,191億7,187万5千円
27	平成26年度北九州市 食肉センター特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	154万3千円 5億7,854万3千円
28	平成26年度北九州市 卸売市場特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	219万5千円 7億8,759万5千円

29	平成 26 年度北九州市 競輪、競艇特別会計 補正予算について	1 補正額 2,099 万 6 千円 2 総 額 1,174 億 9,499 万 6 千円
30	平成 26 年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 473 万 3 千円 2 総 額 122 億 9,273 万 3 千円
31	平成 26 年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額 0 千円 2 総 額 15 億 186 万 1 千円
32	平成 26 年度北九州市 廃棄物発電特別会計 補正予算について	1 補正額 358 万 9 千円 2 総 額 16 億 8,458 万 9 千円

No
33

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局保健医療部保険年金課)

出産育児一時金の額を変更するため、関係規定を改めるもの

1 出産育児一時金の引上げ（第7条関係）

現行	改正後
39万円	40万4,000円

2 施行期日

平成27年1月1日